第一条の表十一の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円

第一条の表十二の項下欄第一号を次のように改める。

一　保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車

イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円

ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）

第一条の表十二の項下欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車　千百円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　継続検査の申請（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車についてのものであつて、道路運送車両法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて保安基準適合証の提出に代える場合に限る。）をする者に係る手数料の額については、平成三十一年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路運送車両法関係手数料令第一条の表十二の項下欄第一号ロ中「千二百円」とあるのは、「千百円」とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十二号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第四条、第九条及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　改正法附則第四条第一項の政令で定める国土交通省の部局又は機関のうち、改正法附則第二条に規定する指定日（以下単に「指定日」という。）の前日に係るものは、旭川運輸支局、青森運輸支局、秋田運輸支局、山形運輸支局、福島運輸支局、栃木運輸支局、千葉運輸支局、神奈川運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、長野運輸支局、福井運輸支局、岐阜運輸支局、三重運輸支局、滋賀運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、広島運輸支局、香川運輸支局、高知運輸支局、福岡運輸支局、佐賀運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局、宮崎運輸支局及び鹿児島運輸支局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであつて国土交通大臣が定めるものとする。

3　改正法附則第四条第二項の政令で定める内閣府の部局又は機関のうち、指定日の前日に係るものは、沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであつて内閣総理大臣が定めるものとする。

第二十条第二号中「を含む」の下に「。次項第二号において「確認調査業務」という」を加え、同条に次の一項を加える。

2　改正法附則第九条の政令で定める権利及び義務のうち、指定日の前日に係るものは、次に掲げる権利及び義務とする。

一　国土交通大臣の所管に属する物品のうち国土交通大臣が指定するものに関する権利及び義務

二　確認調査業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、国土交通大臣が指定するもの

第二十一条第一項中「第十九条第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、「をいう」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3　改正法附則第十条の政令で定める国有財産のうち、指定日の前日に係るものは、同日において現に専ら次に掲げる部局又は機関に使用されている庁舎等とする。

一　第十九条第二項及び第三項に規定する部局又は機関

二　函館運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、青森運輸支局、山形運輸支局、栃木運輸支局、東京運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、愛知運輸支局、鳥取運輸支局、島根運輸支局、徳島運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局及び鹿児島運輸支局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであつて国土交通大臣が定めるもの

三　沖縄総合事務局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであつて国土交通大臣が定めるもの

4　第二項の規定は、前項の国有財産について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

2　独立行政法人自動車技術総合機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第三項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三